

〈資料〉

未成年者法 1996年

——カナダ・ブリティッシュ・コロンビア州——

村 井 衡 平

カナダのブリティッシュ・コロンビア州においては、従来、21才を成年と定めていたが、1996年法第7章の「成年の年齢に関する法律」（Age of Majority Act）の第1条によって、1996年4月5日より19才と改められた。そのうえで、同年法第223章において、「未成年者法」（Infants Act）を新しく設け、具体的に未成年者の利益を保護することとした。本稿はこの法律の内容を紹介するものである。

未 成 年 者 法

第1部 公的監護者および受託者の義務および債務

第1条 本法において、“裁判所”は、地方裁判所を意味する。

第2条 (1) 公的監護者および受託者は、B. C. 州において土地を所有し、または土地について権利を与えられている未成年者の利益のために、土地の全部または1部を処分する命令を裁判所に申し立てることができる。

(2) 裁判所は、申立の本案を略式の方法で調査することができる。

(3) 裁判所の意見によれば、

(a) 処分が未成年者の利益のため、またはその扶養もしくは教育のために得策・必要かつ適切であるとき、または

- (b) 土地の1部がなんらかの原因で荒廃し、破損または減価し、未成年者の利益のために処分が必要であるか、または処分によって根本的に促進されるとき、

裁判所は、裁判所が適切と信じる方法および制約のもとに、公的監護者および受託者によって土地を処分するように命じることができる。

1996年法（追加）第223章1条。

第3条 (1) 申立書には、

- (a) 土地以外に、未成年者が所有しているならば、財産の種類および価値

(b) 土地にたよる必要性、その性質、価格およびそれによる年収を記載しなければならない。

(2) 申立書は、

- (a) 処分すべく予定されている土地を指定し、
(b) その目的のための計画および売上金を処理する方法を提案し、
かつ、

(c) とくに望ましい救済方法および土地の処分を正当化するに十分な事情および売上金に提案される利用方法を指定しなければならない。

第4条 譲渡。(1) 公的監護者および受託者によって、第2条(3)項の命令でなされたそれぞれの処分は、あたかも未成年者がそれを実行し、当時、19才に達していたかのように、有効である。

(2) 譲渡に当って、手続のどの部分も列挙する必要はないが、譲渡は手短かに言及しなければならない。

1996年法（追加）第223条1条。

第5条 売上金の利用。処分によって生じる金銭は、裁判所が命じる方法によって利用され、かつ、処分されなければならない。

第6条 処分は権利を変更しない。(1) 処分は、処分された財産について未成年者がもっていたものに、処分による売上金を与えるにすぎな

い。

(2) 未成年者の相続人、近親その他の代理人は、未成年者の死亡によって残された売上金の利息について、処分がなされなかったならば、彼等が土地についてもっていたと同じ利益をもつ。

第7条 財産が債務の客体であるときの手続。

(1) 未成年者の土地がある債務の客体であり、債権者が書面により、債務の代わりに、裁判所が合理的と判断する一定の金額を受領するのに同意するか、または債権者たる彼もしくは彼女の生存中に利息が支払われるという方法で、合理的な金額の投資が行われるとき、裁判所は土地を処分した別の売上金から一定額の支払いまたは別の金銭の投資を命じることができる。

(2) 未成年者の土地が一定の期間、先取特権または抵当権の客体となっているとき、裁判所は

- (a) その合理的な価額を評価し、
- (b) 未成年者の土地を抵当から解放する処置を命じ、かつ、
- (c) 処分による先取特権または抵当権の売上金の支払いを命じる

ことができる。

第8条 未成年者の不利益になる土地の売却を阻止する権限。(1) 未成年者が利害関係をもつ土地が未成年者の人格代表者・公的監護者または他の人によって、未成年者に損害も加えて処分され、またはまさに処分されようとするのが明らかであるとき、公的監護者または受託者は

- (a) 処分を是認する裁判所の命令が得られるまで、または
- (b) 予定記載が取り消されるか、もしくは他の方法で免除されるまで、

土地に関する取引または登記を禁止する旨の権利の適切な登録を予告登記することができる。

(2) 公的監護者または受託者は、

- (a) 未成年者を保護するために彼または彼女が必要と判断する手段

をとり、かつ、

(b) 裁判所の面前の審理に出席
することができる。

(3) 公的監護者および受託者の申出により、裁判所は、未成年者の権利を保護するのに必要と考えられる命令をすることができる。

1996年法（追加）第223章1条。

第9条 無能力な原告。 出訴期限法第7条のもとで、提出の通知が公的監護者および受託者に送達され、送達をうけた公的監護者および受託者が、無能力の原告の利益を保護するための合理的な手段をとらないか、または無能力な原告を別の方法で害する行為をするとき、公的監護者および受託者は、

(a) 通知のなかでのべられ、そこから請求権が生じたり、または生じると主張される事情を調査し、かつ、

(b) 無能力な原告のために、公的監護者または受託者が、手続をとることで成功が合理的に期待でき、それを開始することを正当化する判決を得られるにちがいないと信じる時、

手続を開始し、維持しなければならない。

1996年法（追加）第223章1条。

第10条 公的監護者および受託者による手続の費用。 裁判所は、

(a) 公的監護者および受託者によって開始された手続、または、

(b) それに出席することが公的監護者および受託者にとって必要であるか、または便宜である手続

のための費用を未成年者の財産に負わせ、支払わせるか、または手続の一方当事者となっている誰れか他の人に支払いを命じることができる。

1996年法（追加）第223章1条。

第11条 遺産としての金銭上の権利。

1996年法（追加）第223章2条により廃止。

第12条 公的監護者および受託者は、扶養および教育の権限を持つ。

未成年者法 1996年

公的監護者および受託者が未成年者の不動産の後見人であるとき、彼または彼女は、未成年者の利益のため、彼または彼女が保有する未成年者の金銭または他の財産のため、信託法第24条により受託者に付与された権限を、信託法第25条による裁判所の許可を得ることなく、行使することができる。

1996年法（追加）第223章 1条。

第13条 未成年者の利益のために裁判所において金銭を利用すること。

(1) 公的監護者および受託者は、彼または彼女の独自の判断により、裁判所において、金銭の全部または一部を未成年者の扶養・教育または利益のために支払うことを許可されることができる。

(2) 第1節は、第3節のもとでの控訴に関する裁判所の命令以外に、裁判所における金銭に関する合意・セトルメント・約束または他の規定に適用される。

(3) 未成年者は、控訴のための後見人または誰れか他の人を指名することなく、公的監護者および受託者に書面による略式方法での10日以内の通告により、第1節または第14条のもとでの命令または命令の拒否に対して、裁判所に控訴することができる。

1996年法（追加）第223章 1条。

第14条 未成年者の利益のために信託された金銭を利用すること。

(1) 公的監護者および受託者が未成年者の利益のために金銭を信託として保有するとき、公的監護者および受託者は、未成年者の扶養・教育および利益のために金銭の全部または一部を支払うことを許可されることができる。

(2) 第1節は、もしあるならば、信託のための特別な条項を設ける遺言または信託証書の条項に従う。

1996年法（追加）第223章 1条。

第15条 ソリシターの費用。 公的監護者および受託者が未成年者の財産に関する手続にバリスターまたはソリシターを雇うとき、バリスター

またはソリシターは、未成年者の財産より、公的監護者および受託者を通して、または他の方法で、裁判所における類似の性質の手続において通常認められる彼または彼女のサービスのための費用を受領する権利がある。

1996年法（追加）第223章1条。

第16条 監護の終了。(1) 被後見人が19才に達したため、彼または彼女の監護が終了するとき、公的監護者および受託者は、手数料を差し引き、被後見人が成年に達する前に発生した財産上の請求および責任を解決したのち、

(a) 被後見人の財産を、彼または彼女の許可を得て、彼または彼女に支払い、または引渡すか、もしくは

(b) 被後見人が請求すれば、裁判所の規則に従って、彼または彼女の監護者としての収支計算

をしなければならない。

1996年法（追加）第223章1条。

第2部 治療

第17条 未成年者の治療への同意。(1) 本条において、“健康管理”とは、治療的、予防的、緩和的、うわべだけの、または他の健康関連の目的のためになされる何かを意味し、かつ、一連の健康管理を含んでいる。“健康管理者”には、健康管理を用意すべく B. C. 州で免許され、許可され、または登録された人を含む。

(2) 第3節に従い、未成年者は該健康管理が同意を得ておらず、未成年者の身体への侵害を構成するか否かに関係なく、健康管理に同意を与えることができ、同意は有効であり、未成年者の親または監護者から健康管理について同意を得る必要はない。

(3) 未成年者が健康管理を要求し、それに同意し、または黙認すること

は、第2項のための健康管理の同意には該当しない。ただし、健康管理を準備する健康管理者が

(a) 未成年者に対して説明し、かつ、未成年者が健康管理の性質、結果、合理的に予測される利益および危険性を理解していると満足し、かつ、

(b) 健康管理が未成年者の最善の利益であると決定し、結論したときは、

この限りでない。

第3部 未成年者の契約

第18条 定義。 この部において、“契約”には、既履行および未履行の契約を含む。

第19条 未成年者の契約が履行できる場合、

(1) この部の規定に従い、契約が締結されたときに未成年者であった人による契約は、彼または彼女に不利に履行されることはない。ただし、

(a) 契約が他の立法により、未成年者に不利に履行できると指定されたか

(b) 未成年者が成年に達し、彼または彼女によって承諾されたか

(c) 未成年者が成年に達したのち、1年以内に未成年者によって履行または1部履行されたか、または

(d) 未成年者が成年に達したのち、1年以内に未成年者によって履行が拒否されたときは、

この限りでない。

(2) 第1項のもとで未成年者に対して履行できない契約は、契約の成年当事者に不利に、あたかも未成年者が契約締結のときに成年であったのと同じ範囲で、未成年者によって履行されることができる。

第20条 救済の申立。(1) 契約が第19条のもとで未成年者に対して履

行できないとき、

- (a) 未成年者、または
- (b) 未成年者が拒否するか、契約に違反するとき、契約の他方当事者は
- (c) 契約の一方当事者、または
- (d) 第5項に従い、契約により譲渡された財産上の権利または利益を取得した人に対し、

管轄権のある裁判所に救済を申し立てることができる。

- (2) 第1項のもとでの申立において、裁判所は
 - (a) 契約当事者の誰れかにより、または誰れかに対する賠償
 - (b) 財産の返還
 - (c) 申立の当事者は、契約のもとでのさらなる義務または譲渡された財産から解放され、または
 - (d) 財産の返還を命じられた契約の一方当事者でない人に賠償がなされるよう

命じることができる。

- (3) 第2項のもとでの命令に先立ち、裁判所は
 - (a) 契約の締結をめぐる手続
 - (b) 未成年者が彼または彼女の年令を偽って、誰れかに契約を締結させたかどうか
 - (c) 契約の主題および性質
 - (d) 財産に関する契約の場合、財産の性質および価格
 - (e) 未成年者の年齢および資産
 - (f) 申立当事者の誰れかが、相手方に、不利な命令をすることが不当であるか、または不衡平となるように、当事者の立場を変更させたこと、および
 - (g) その他の関連する事情

を考慮しなければならない。

- (4) 第3項(b)のために、未成年者は
- (a) 不実表示をうけた人が、不実表示が真実であると信じる合理的な理由が存在しなかったか、または
 - (b) 単に未成年者が
 - (i) 19才であるか、または、さもなければ契約能力があったこと
 - (ii) 他の誰れかにより、またはその人の利益のために準備・提供され、かつ
 - (iii) 類似の取引において、他の誰れかによって準備・利用された取引に関する証書に署名するか、または他の方法で追認した
- 彼または彼女の年齢に関する不実表示にもとづいて、誰れかが彼または彼女と契約するよう誘引してはならない。
- (5) 財産が第19条1項のもとで未成年者に対して強制できない契約により譲渡されたとき、救済は本条のもとで、財産上の権利または利益を取得した人に対し、
- (a) その人が契約の当事者でなく、かつ、
 - (b) 財産が
 - (i) その人に対し、または
 - (ii) 契約の当事者でなかった前主の誰れかに
- 善意かつ有償で譲渡されたとき、救済は与えられない。
- (6) 第19条1項のもとで、未成年者に対して強制できない契約によりなされた財産・処分を保証または他の財産上の利益の譲渡は、財産または利益を有効に移転する。ただし、第2項のもとで譲渡に関する命令がなされるまでは、この限りでない。
- 第21条 行為能力の申立。(1) 未成年者の利益のための申立により、裁判所は未成年者に対し、
- (a) 完全な行為能力、または
 - (b) 命令で定められた1つまたは特定の契約をする能力
- を付与することができる。

(2) 裁判所は、命令が未成年者の利益となり、未成年者の事情を考慮し、彼または彼女が契約に関する事項について、法律によって与えられる保護を必要としていないと判断する場合を除き、第1項のもとで命令をしてはならない。

(3) 第19条1項は、本条第1項のもとでなされた命令に従う未成年者の契約に適用しない。

(4) 裁判所が別の命令をする場合を除き、第1項のもとでの申立の書面による通知は、訴訟上の監護者を除き、申立の審理の日より少くとも10日以内に、公的監護者および受託者に対して、送達されなければならない。

1996年法（追加）第223章1条。

第22条 公的監護者および受託者の申立。

(1) 公的監護者および受託者は、かかる命令が未成年者の利益であると判断するとき、未成年者に契約上の能力を付与し、または未成年者が締結し、もしくは締結しようとする特定の契約を承認する命令をすることができる。

(2) 第1項のもとで命令をするに先立ち、公的監護者および受託者は、

- (a) 契約の性質・主題および条項
- (b) 彼または彼女の特別な事情を考慮して、未成年者の必需品
- (c) 未成年者の年齢および資産、さらに
- (d) 未成年者の親または監護者の希望

を考慮しなければならない。

(3) 第19条1項は、未成年者が本条1項のもとでの命令に従って行った契約に適用しない。

(4) 第1項のもとで命令がなされたことを理由に、公的監護者および受託者に対し訴を提起することはできない。

(5) 第1項のもとでの申立において、公的監護者および受託者が、それについて申立がなされる能力を付与することを拒否し、または契約を承

認するとき、未成年者の利益のための再審理の申立を裁判所に提起することができ、裁判所は公的監護者および受託者が第1項のもとでなすことのできる命令をすることができる。

1996年法（追加）第223章1条。

第23条 保証人および補償。 保証人となり、または補償をする人もしくは未成年者が契約上の義務を履行しないことの責任を他の方法で引き受ける人は、それについて保証人となり、補償し、または約束した契約が未成年者の不利に履行されないとき、かかる保証・補償または約束によって責任を負わされる。

第24条 他の権利。 本法のいかなる規程も

- (a) 完全な能力のある人が納得できる抗弁を未成年者から奪うことはなく、または
- (b) 彼または彼女が未成年者であるという理由で、未成年者に完全な能力のある人以上の大きな責任を課すことはない。

第25条 不法行為についての責任。 不法行為のいかなる規定も、不法行為が第19条1項のもとで人に対して強制できない

- (a) 契約に結びついており
- (b) その契約から生じ
- (c) それによって企てられるか、または
- (d) 間接的な強制手段であるとき、

人が不法行為の責任を負われない法則に影響を及ぼすことはない。

第26条 承認または否認の通知。 (1) 成年当事者は、彼または彼女が契約を締結した未成年者が成年に達したのち1年以内に、書面による通知により、契約を承認するか否認するか、請求することができる。

(2) 第1項のもとで通知をうける人が60日以内に、契約を承認しないとき、彼または彼女はそれを否認したものとみなされる。

第27条 通常の否認。 契約を締結した当時、彼または彼女が未成年者であったとき、成年に達したのち1年以内に

- (a) 彼または彼女が契約または実質的な条項を履行するのを拒否するか
 - (b) 彼または彼女が第20条のもとで救済を求めるか、または
 - (c) 彼または彼女が契約の他方当事者に口頭または書面による否認の通知をするか、そのための合理的な努力をするとき、
- 契約を否認したものとみなされる。

第4部 通則

第28条 未成年者の住所。 未成年者の住所は、

- (a) 未成年者が日常、両親と共に居住し、両親が共通の住所をもつときは、その住所。
- (b) 未成年者が日常、一方の親とのみ居住するときは、その親の住所。
- (c) 未成年者が日常、未成年者の親でない人と居住し、その人が未成年者を適法に監護しているときは、その人の住所、または
- (d) (a)項、(b)項または(c)項のもとで未成年者の住所が決定できないときは、未成年者が最も密接な関係をもつ裁判管轄区域である。

第29条 マリッジ・セトルメント。(1) 未成年者は、彼または彼女の婚姻に当り、もしくは婚姻を予期して、裁判所の許可を得て、彼または彼女のあらゆる種類の財産の全部または一部もしくは彼または彼女が指定権をもつ財産について、有効、かつ、拘束力のあるセトルメントまたはセトルメントのための契約をすることができる。

- (2) 裁判所の許可を得て、未成年者によってなされた財産の指定を含む処分もしくは処分または指定をする契約は、セトルメントに効力を与える目的で、処分または契約をする人が成年であったのと同じ効力がある。
- (3) 本条は、未成年者によって行使されるべきでないと明白に宣言される権限を拡大するものではない。

第30条 未成年者の死亡。 第29条2項のもとで未成年者により指定権が行使され、その後、未成年者が未成年中に死亡したとき、指定は無効となる。

第31条 裁判所の承認。(1) マリッジ・セトルメントまたはセトルメントのための契約について、裁判所の承認は、未成年者もしくは彼または彼女の監護者によって提起された申立にもとづき、略式の方法で与えられることができる。

(2) 監護者がいない場合に、裁判所が適切と判断するとき、監護者の選任を請求することができる。

(3) 裁判所は、それが適切と判断するとき、財産に利害関係があるか、またはあると思われる人に、申立の通知を送達させることができる。

第32条 賃貸借：未成年者の利益のための更新。(1) 19才未満の人が、1人以上の人の生存中または一定の期間のためになされたか、なされようとする賃貸借の権利者であるか、権利者になろうとするとき、19才未満の人、彼または彼女の監護者もしくは他の誰れかは、彼または彼女の利益のために、略式の方法で裁判所に請求することができる。(3) 裁判所の命令により、未成年者、彼または彼女の監護者もしくは裁判所によって未成年者の代わりに任命された人は、捺印証書により、賃貸借を放棄し、そのかわりに、19才未満の人の利益のために、放棄された賃貸借に含まれた財産の新らしい賃貸借を、裁判所の命じるところに従い、放棄された賃貸借において定められていた複数の人の生存中または一定の期間、受け入れることができる。

第33条 更新のための費用。 監護者または他の誰れかによって、賃貸借の更新のために罰金・権利金または収入として支払われた金銭その他の約因およびすべての付随的な費用は、賃貸借がその人の利益のために更新される未成年者の財産より支払われるか、または裁判所の命じるところに従い、利息と共に賃借不動産の負担とされる。

第34条 新しい賃貸借は同一の期間とされる。 更新された賃貸借は、

放棄された賃貸借と同一の信託・負担・処分・遺贈および条件で作用し、かつ、責任を負う。

第35条 未成年者による賃貸借の更新。 19才未満の人は、行為無能力者でない場合に、捺印証書または合意のもとで、1人以上の人の生存中または一定期間、賃貸借を更新すべく強制されるとき、未成年者または彼もしくは彼女の監護者が成年者の名で、裁判所の支持により、更新の権限をもつ未成年者・監護者または誰れかある人の略式の申立によってなされた命令により、賃貸借の放棄を受理し、かつ、同じ不動産について、裁判所の命じる人数および期間その他の点で新しい賃貸借を設定することができる。

第36条 未成年者に属する土地の賃貸借。

(1) 19才未満の人が土地を保有または所有するか、絶対的な利益のために土地を賃貸借し、かつ、賃貸借が、土地の上にビルの建設を促進するため、その上のビルの修理をするため、鉱山を採掘するため、または農業その他の目的でなされ、その人の利益のためであることが裁判所に明らかであるとき、未成年者または彼もしくは彼女の監護者は、略式の申立にもとづいて裁判所のした命令により、土地の全部または一部を、彼または彼女の利益の範囲で、裁判所が命じる賃料および捺印証書に従って、賃貸借することができる。

(2) いかなる場合でも、罰金または割増金をとることは許されない。

(3) いずれの場合においても、

(a) 賃貸借の性質を考慮して、最善の賃料が得られなければならない。

(b) 賃貸借および捺印証書は、裁判所によって認定され、かつ、承認されなければならない。

(c) 賃貸借のコピー1通が賃借人によって作成されなければならない。

(d) 当事者各自によって作成されたコピーは、未成年者が19才に達

するまで、安全に保管されるため、正当な当事者がそれらを利用する自由を伴いながら、

裁判所の地区登記簿に預託されなければならない。

第37条 更新する義務のある人が裁判所の管轄区域外にいるときの賃貸借の更新。(1) ある人が捺印証書または書面による合意のもとで、裁判所の管轄区域内で手続に従って賃貸借の更新を実行すべく強制されるとき、裁判所は、更新する権利のある人の申立にもとづく命令により、適切と判断する人に対し、現存する賃貸借の放棄を承諾するように命じ、その人が無能力かどうかに関係なく、それが更新されるべき人の名で新しい賃貸借を創設することができる。

(2) 裁判所は、事情を考慮して、更新を求める当事者の権利を創設すべく、訴を提起するよう命じることができる。

(3) 第1項に参照された命令のもとでなされた更新は、あたかも指名された人が生存し、無能力ではなかったかのように、有効である。

第38条 更新が署名されるとき義務。更新される賃貸借は、本法のもとで、捺印証書または合意のもとになされることはできない。ただし、賃借人によって支払われるか、遂行されるべき罰金および物品が最初に支払われ、かつ、遂行されるときは、この限りでない。

第39条 更新：残された金銭。賃貸借の更新によって受領したすべての金銭は、必要な付随する手数料および費用を控除したのち、

(a) 更新が未成年者により、または未成年者のためになされるとき、裁判所の命じるところに従い、彼または彼女の監護者に、未成年者の利益のために処分されるべく支払わなければならないか、または

(b) 更新が裁判所の管轄区域外にある人、または管轄を受け入れない人の名でなされるとき、裁判所の命じるところに従い処分されるべく、その人または裁判所の口座に支払われなければならない。

第40条 合意する監護者の権限。(1) 監護者は、未成年者のために拘

東力のある合意をすることができる。

(a) 合意が公的監護者および受託者の同意を得て、10,000ドルを超えない託因を含むとき、または

(b) (a)項に参照されたもの以外で、裁判所の承認を得て、合意の一方当事者の申立によりなされた裁判所の承認によるとき。

(2) 第1項は、未清算の損害賠償を解決するために未成年者のした合意には、適用しない。

(3) ある人が未成年者のうける損害を賠償させるべく他の誰れかとした合意は、第1項のもとで同意または是認された場合を除いて、無効である。

(4) 未清算の損害賠償については未成年者による請求を解決する合意が、未清算の損害の回復のための手続に先立つて提案され、かつ、提示された金額が利息および費用を含めて50,000ドルを超えないとき、

(a) 監護者は公的監護者および受託者の同意を得て、または

(b) 公的監護者および受託者は、

請求を解決するための拘束力のある合意をすることができる。

(5) 未清算の損害についての未成年者による請求を解決する合意が、未清算の損害の回復のための手続に先立つて提案され、かつ、提案された金額が利息および費用を除外して50,000ドル以上のとき、

(a) 未成年者の監護者、または

(b) 公的監護者および受託者は

それを是認する裁判所の命令により、請求を解決するための有効な合意をすることができる。

(6) 第5項のもとでの裁判所の承認を得るための申立は、提案された合意に対する一方当事者の申立によってなされなければならない。

(7) 未成年者による未清算の損害の請求を解決するための合意が、未清算の損害の回復手段の後に提案され、提案された合意が利息および費用を含めて50,000ドルを超えないとき、係争監護者は、公的監護者および

受託者の同意を得て、未成年者の利益のために損害賠償を付与する命令に同意することができる。

(8) 未清算の損害のために未成年者による請求を解決する合意が、未清算の損害を回復するための手続が開始されたのちに提案され、かつ、提案された金額が利息および費用を含めて50,000ドルを超えるとき、係争監護者は、承認を与える裁判所の命令をうけ、未成年者の利益に損害賠償を付与する命令に同意することができる。

(9) 第8項のもとでの裁判所の承認の申立は、

(a) 手続が開始された裁判所に対し、かつ、

(b) 手続の一方当事者の申立

によってなされなければならない。

(10) 公的監護者および受託者以外の一方当事者が第5項および第8項のもとで裁判所の承認を求める申立をするに先立ち、当事者は解決のために提案される合意に関する公的監護者および受託者からの書面による意見を入手し、かつ、書面による意見を裁判所に提出しなければならない。

(11) 第7項および第8項に定められた手続が開始されたのち、係争監護者は、公的監護者および受託者の同意を得て、未成年者の請求の全部または一部を棄却する命令に同意することができる。

(12) 公的監護者および受託者が本条のもとでの合意に合意または同意するとき、合意または同意は公的監護者および受託者の印章によって表示されなければならない。

1998年法第11章5条、1996年法（追加）第223章1条。

第41条 申立。(1) 第40条は、第29条に参照されたセトルメントまたは契約、第32条ないし第39条に参照された賃貸借、賃貸借の放棄または更新に適用されない。

(2) 第19条は、第40条に従ってなされた合意に適用されない。

第42条 公的監護者および受託者が同意を拒否するとき。第40条のもとで公的監護者および受託者が同意を与えることを拒否するか、または第

40条(10)項のもとの書面による意見の提出を不合理に遅れるとき、一方当事者は、10日以内に、公的監護者および受託者に対し書面により通知し、裁判所に対し、提案された合意または命令を承認するよう申し立てることができる。裁判所は公的監護者および受託者に対し、彼の拒否または遅延の理由をのべるよう命じることができる。

1996年法（追加）第222章1条。

第43条 19才の未成年者に対する支払。

(1) 本条において、“純資産”とは、公的監護者および受託者に信託として支払われた金銭に関して

- (a) 第13条のもとで公的監護者および受託者に支払われた金銭
- (b) 「公的監護者および受託者法」および同法のもとで支払われたか、支払われる手数料、さらに
- (c) その金銭に関して公的監護者および受託者によって支払われたか、支払われる税金、課税または他の費用

を控除したのちの金銭の残高を意味する。

(2) 本法、他の立法、裁判所によって承認された合意または公的監護者および受託者に対して同意し、もしくはその承諾を得た金銭が、未成年者のために信託として、公的監護者および受託者に支払われるとき、純資産および金銭よりの収入は、申立により、公的監護者および受託者より、その人のために金銭が保有されている人に、

- (a) 公的監護者および受託者が
 - (i) 未成年者の同一性、および
 - (ii) 未成年者が19才に達したことについて満足のいく証拠を受けた日、および
- (b) 金銭がそれによって公的監護者および受託者に支払われた命令、
立方、捺印証書または他の記録の中で設定された日

の直後に支払われなければならない。

1996年法（追加）第223章1条。

第44条 本法のもとでなされた処分の効果。

本法のもとで許可され、認められ、または支払われたすべての権利放棄および賃貸借、合意、受取書および処分は、その人が成年に達しており、それを承認し、またはなしかのように、その人により、その人に代わって、またはその人の利益のために承認され、受領されまたはなされたかのように、有効である。

第45条 証券からの収入。(1) 本条において、“株式”とは、会社または団体によって保有される帳簿に譲渡できる株券、基金、年金、担保または受戻しのために支払われる金銭およびその利息を含んでいる。

(2) 裁判所は命令により、未成年者の監護者または監護者がいないときは、裁判所におけるなんらかの手續によってなされた命令により、株券に支払いまたは支払う義務が生じる配当金の全部または一部、もしくは株券のための立法により、未成年者が受益者として権利のあるそれに代わる金銭が未成年者の監護者または裁判所の判断により、それに代わる人に、未成年者の扶養、教育または他の目的のために、支払われるよう命じることができる。

(3) 第2項のもとでの命令には、支払いをうける監護者または他の誰かの氏名を明記しなければならない。

第46条 費用の支払いを命じることができる。裁判所は、本法のもとで申立、命令、管理または移転のための諸費用が、土地、株券、地代、賃料または配当から、裁判所が適切と判断する方法により支払われるよう命じることができる。

第47条 死後の未成年者の不確定な残余権。

ある財産が婚姻またはセトルメントにより指名された人の年長の息子または娘の順に信託された残余権に制限されるとき、彼または彼女の死後に生まれたその人の息子または娘は、あたかも誕生が彼または彼女の父の生存中であつたと同じ方法で、年長の息子または娘の順に限定されて、財産を取得することができる。

第48条 手続が未成年者に対して提起されるときサービスの。(1) 未成年者に対する手続において、B・C州の居住者かどうかにより、手続開始令状の送達は、B・C州に居住する親または監護者の住所に送達してなされなければならない。

(2) 送達のと時から、送達された人は、手続のために未成年者の監護者であり、未成年者の利益のために即時に出席し、未成年者の利益を保護するために必要な手続をしなければならない。

第49条 公的監護者および受託者への手続の通知。(1) 手続が提起された裁判所は、公的監護者および受託者に手続に関するすべての書面のコピーが送達されるように命じ、また未成年の不利に欠席することの許可を得る申立をするときは、公的監護者および受託者にそのコピーが送達されなければならない。

第50条 監護者の指名。(1) 親は、未成年者であれば捺印証書により、他の場合は捺印証書または遺言により、彼または彼女の死後、彼または彼女に代わって、19才未満の未成年者の監護者として行動すべく誰れかある人を指名することができる。

(2) 親の一方が死亡するとき、残った親は、遺言により、彼等の未成年の子の財産を保管・管理および運営する彼または彼女の権利および義務を、未成年者の労務および報酬を除いて、適切な人に移転することができる。